

“水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令に伴う 検査内容変更のお知らせ”

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、水質汚濁防止法施行規則等の一部改正（令和6年1月25日 環境省令第4号）に伴い、
水質汚濁防止法に関する六価クロム化合物の検査につきまして下記の通り変更させていただきます。
何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

■ 変更日

2024年4月1日(月)受付分より

■ 変更内容

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく
排出水の六価クロム化合物の許容限度、定量下限値の変更

項目	変更内容	改正後	改正前
六価クロム化合物	許容限度(mg/L)	0.2mg/L*	0.5mg/L
	定量下限値(mg/L)	0.02mg/L	0.05mg/L

* 「六価クロム化合物」に係る排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの
排水には、暫定排水基準として0.5 mg/Lを3年間適用する。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

https://www.env.go.jp/press/press_02672.html